

平成 24 年 3 月 15 日

退職給付（ステップ1）

1. 開示項目の検討

退職給付ステップ 1 では、情報の有用性を高める観点から、国際的な会計基準の開示レベルを参考に、開示項目の拡充を提案している（下表の下線項目）。公開草案に寄せられたコメントの中には、利用者の有用性と作成者・監査人の負担の両面を踏まえたコスト・ベネフィットの検証が必要であり、注記の拡充は慎重に検討すべきという意見があったことを踏まえ、公開草案以降の審議では開示項目の一部について見直しを検討している（下表の二重取消線項目）。

項目	現 行	公開草案
注記開示	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付債務及びその内訳（退職給付債務、年金資産、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異、退職給付引当金） ▪ 退職給付費用の内訳（勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務債務、数理計算上の差異、その他） ▪ 退職給付債務等の計算基礎 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 割引率、期待運用収益率 ➢ 退職給付見込額の期間配分方法 ➢ 過去勤務債務の処理年数 ➢ 数理計算上の差異の処理年数 ➢ その他（会計基準変更時差異の処理年数、実際運用収益等） 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 退職給付制度の概要 ▪ 会計処理に関する事項（退職給付見込額の期間帰属、数理計算上の差異・過去勤務費用の処理方法） ▪ <u>退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（勤務費用、利息費用、給付支払、数理計算上の差異、過去勤務費用、加入者からの拠出、企業結合、外貨換算、制度終了等）</u> ▪ <u>年金資産の期首残高と期末残高の調整表（期待運用収益、事業主からの拠出、給付支払、数理計算上の差異、加入者からの拠出、企業結合、外貨換算、制度終了等）</u> ▪ <u>退職給付信託に係る事項（信託設定金額、年金資産、退職給付債務）</u> ▪ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表計上額との調整表 ▪ 退職給付に関連する損益（勤務費用、利息費用、期待運用収益、過去勤務費用、数理計算上の差異、制度終了、等） ▪ <u>年金資産に関する事項（内訳、長</u>

		<p><u>期期待運用収益率の設定方法</u>)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 数理計算上の計算基礎（割引率、期待運用収益率、予想昇給率、その他） ▪ <u>その他の包括利益の内訳</u> ▪ <u>その他の包括利益累計額の内訳</u> ▪ <u>その他（翌期支払予想額（拠出・退職給付））</u>
--	--	---

第72回退職給付専門委員会（平成24年2月28日）では、現行の日本基準及び国際的な会計基準において求められていない退職給付信託¹に係る事項の拡充を図るかどうかについて改めて検討すべきという意見が聞かれた。この点について、基金固有の年金資産には様々な種類が含まれている中で、リスク・リターンなどの観点に鑑みて退職給付信託を特別に扱うとする理由が乏しいという意見や、退職給付信託の導入から10年以上経過している現時点で別個に開示する意義は低いという意見が専門委員会で多く聞かれたことを勘案し、退職給付信託に係る事項については新たな注記項目として求めない方向でどうか。

2. 今後の進め方の検討

退職給付ステップ1は、未認識項目の負債計上に係る個別財務諸表の取扱い、開示項目、適用時期などについて公開草案を一部修正する方向性で検討を進めている。今後の進め方として、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表するかどうかを検討しておくことが必要と考えられる。

この点について、修正内容の多くは、基本的に、公開草案に対して寄せられたコメントに対応して検討したものであり、公開草案で提案した内容から新たに追加するものではないこと、適用時期については時間の経過に伴うものであることを踏まえ、退職給付ステップ1については、このまま最終基準化の議決を諮る方向で進めることでどうか。

以上

¹ 退職給付信託の取扱いについてはステップ1の見直し対象とはしないこととし、公開草案では現行の取扱いを踏襲している。

なお、我が国の会計基準において、一定の要件を満たしている場合に年金資産に該当するとして扱われている退職給付信託が、IAS第19号「従業員給付」においても同様に年金資産として扱うことができるか否かが論点となり、また、IFRSの任意適用の準備を行う上でも重要な論点であるとの認識があったため、当委員会のIFRS実務対応グループにおいて、平成21年10月から平成22年2月にかけて検討が行われた。